

知っておきたい教育法令

養護教育の対象となる障害と程度

(養護教育課主任管理主事 小松忠夫)

一 はじめに

養護学校教育の義務制施行以来、養護学校の適正配置をはじめとして訪問教育の充実など養護教育の推進が図られ、就学義務の猶予免除者の数も減少し、養護教育の機会拡充がなされてきた。一方、心身障害児の就学について、一般的認識はまだ十分とは言えない。以下、小・中学校に關し関係法令に照らして、その障害と程度により、児童・生徒がどのような教育措置を受けるのが適切であるかなどを説明する。

二 障害と教育措置

学校教育法第二二条、第三九条には、保護者がその子女を小学校及び中学校又は盲・聾・養護学校の小学部及び中学部に就学させる義務を負うと規定されており、これを受けて学校教育法施行令(以下施行令という)では、市町村教育委員会は、就学予定者の中の心身障害者の氏名を都道府県教育委員会に通知し(施行令第一条)、都道府県教育委員会は、保護者に対して、盲・聾・養護学校への入学を通知しなければならない(施行令第一四条)と定めている。

具体的には、施行令第二二条の二及び「教育上特別な取扱いを要する児童生徒の教育措置について」(文部省初・中局長通達)を基準として、下表のとおり、

○盲・聾・養護学校就学が適切か
○特殊学級入級が適切か
○通常の学級での配慮した教育がよいか

○訪問教育の必要があるか
○障害の種類と程度に応じた適正な教育措置が図られている。心身障害児の障害が多様化し、重度重複化している現在、これに対するきめ細やかな教育と適正な教育措置が望まれており、障害の程度の判断と適切な就学指導を進めるため、福島県では、専門医・教職員・福祉関係者による市町村心身障害児就学指導審議会と県心身障害児就学指導会議が設置され、就学指導が推進されている。

学校教育法施行令第22条の2による判断基準と教育措置

障害	障害の程度と教育措置	障害	障害の程度と教育措置
盲者および弱視者	1. 両眼の矯正視力——0.1未満—— 両眼の矯正視力 0.1~0.3 視力以外の視機能障害 点字による教育を必要とする者又は将来点字によることを必要と認められる者——盲学校 その他——特殊学級か通常学級で留意して指導	肢体不自由者	1. 起居、筆記、歩行等が不可能または困難な者 およびこれと同程度の障害を有する者——養護学校、就学する養護学校がないときは特殊学級 2. 上記の程度に達しない者——6ヵ月以上の医学的観察指導を必要とする——通常学級で留意して指導または特殊学級 その他——
ろう者および難聴者	1. 両耳の聴力損失 90デシベル以上 補聴器の使用によっても普通の話声を解することが不可能または著しく困難な者——聾学校 2. 両耳の聴力損失 90~50デシベル 補聴器を使用すれば通常の話声を解するに著しい困難を感じない者——特殊学級か 3. 両耳の聴力損失 50デシベル未満 補聴器を使用しても通常の話声を解することが困難な程度の者——通常学級で留意して指導	病弱者(身体虚弱者を含む)	1. 病弱者——6ヵ月以上の医療または生活規制を必要とする者——1.必要とする期間療養に専念するよう指導する (慢性的胸部、心臓・腎臓疾患等) 6ヵ月未満の医療を必要とする者——2.通常学級で留意して指導 6ヵ月未満の生活規制を必要とする者——3.特殊学級(病院内) 2. 身体虚弱者——6ヵ月以上の生活規制を必要とする者——養護学校、就学する養護学校がないときは特殊学級 6ヵ月未満の生活規制を必要とする者——(特殊学級、通常学級で留意して指導)
精神薄弱者	1. 重度 (IQ 20~25程度以下) 2. 中 度 ——比較的重症の者——養護学校 3. 軽 度 ——社会的適応性が特に乏しい者—— (IQ 50~75程度) その他——特殊学級 ※ 境界線児 (IQ 75~85程度)——通常学級で留意して指導	言語障害者	1. ろう、難聴、脳性小児まひによる肢体不自由、精神薄弱者などを伴う者——障害の性質および程度に応じ、聾学校、養護学校または難聴者、肢体不自由者、精神薄弱者のための特殊学級 2. その他——障害の性質および程度に応じ、言語障害者のための特殊学級または通常学級で留意して指導